

第7期 雲南省農業委員会第14回総会議事録

1. 日 時 令和3年8月19日（木） 13：30～14：33

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 齊	3番 三原 治雄	5番 柳原 昌広
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

4番 堀江 広孝 6番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二	局長 田部 公利	主査 白築 香	主幹 土江 慶彦
主事 新田 悠葉			

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第 98号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第 99号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第 100号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第 101号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第 102号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第 103号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聽 0名

8. 議 事

発信者	議 事 錄 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第14回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、10番新田清委員、11番川角茂委員を指名いたします。
議 長 事務局	日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 <ul style="list-style-type: none">・会長専決処分の報告（常設審議委員会案件）について・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について・田畠転換届出の受理について・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について・農地法第4条の規定による許可指令書の取消願の受理について・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について・会議等の報告事項・会議等の予定
議 長	以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第98号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8ページ、議第98号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、○○町○○の3筆。地目は議案書のとおりで面積は合計1,736m ² 、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は相当以前より耕作しておらず、竹、雑木類が繁茂し山林原野化してしまったということです。令和3年8月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号2番、○○町○○の1筆。地目は議案書のとおりで面積は684m ² 、権利の種

発信者	議事録要旨
	<p>別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は相当以前より耕作しておらず、また管理もできなかつたため、竹、雑木類が繁茂し山林原野化してしまつたといふことです。令和3年8月4日に現地調査を行つており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、○○町○○の2筆。地目は議案書のとおりで面積は合計1,591m²、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は日照も悪く不便なため、相当以前より耕作しておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまつたといふことです。令和3年7月30日に現地調査を行つており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などのやむを得ない事情によつて長期間に渡り耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明をして問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第98号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よつて、議第98号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第99号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第99号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については14ページから掲載しています。今回、非農地通知に係る調査を実施した地区は、○○町○○、○○、○○地区です。</p> <p>番号1番と2番、○○町○○地区については、地目は田1筆、畠1筆の合計2筆で関係者は2名、面積は合計444m²です。令和3年7月29日に現地調査を行つており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3番から16番、○○町○○地区については、地目は田9筆、畠5筆の合計14筆で関係者は7名、合計面積は10,363m²です。令和3年7月29日に現地調査を行つており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号17番と18番、○○町○○地区については、地目は田1筆、畠1筆で、関係者は1名で合計面積は2,801m²です。令和3年7月29日に現地調査を行つており、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議事録要旨
議長	<p>すべての地区の合計は、地目が田11筆、畑7筆の合計18筆、関係者は10名で合計面積は13,608m²です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第99号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第99号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第100号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第100号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書14ページをご覧下さい。図面資料は23ページからです。</p> <p>申請番号1番、○○町○○の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は490m²です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲受の申請事由は譲渡人からの要望により申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。この申請だけでは譲受人の自作地が下限面積要件を満たしませんが、今回、別の利用権設定が申請されており、これを含めると下限面積を超えるので問題はありません。また、申請の経緯ですが、譲渡人が農地をもらってくれる人を探していたところ、隣人である譲受人の息子さんがこちらへ帰ってこられるということを知り、今後、家を継いで耕作をしてもらえると思い、もらってくれないかとお願いされたようです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、○○町○○の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は1,347m²です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は耕作者がいない。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を主宰するということです。譲受人は市外の方ですが、居住地の農地のほかに雲南市の農地も既にいくつか取得し耕作を行っておられます。申請地は以前から耕作されていたようで、今回改めて所有権を取得したいとのことです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番、○○町○○の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は421m²です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡</p>

発信者	議事録要旨
	<p>の申請事由は耕作者及び後継者がいない。譲受の申請事由は申請地を譲受け、農業経営を主宰するということです。譲受人は申請番号2番と同じ方です。図面資料28ページ、31ページをご覧いただくとわかりやすいですが、申請地は申請番号2番の申請地と隣り合っており、実際は合わさって一つの田の形になっています。よって、この場所も申請番号2番と同様に譲受人が以前から耕作されていたようです。土地の所有者が別々であったため分けて申請されています。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
議長 10番	1,000m ² を超えているようですが、地元の委員さんの方で様子がわかりますか。 10番です。詳しくは聞いていませんが、現実に耕作がされているので問題はないと思います。
議長	耕作ができているということですね。1,000m ² を超えており、結構広いが、耕作がされているということですね。わかりました。
	ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論を終わります。お詫びいたします。議第100号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第100号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、議第101号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書15ページ、議第101号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。16ページをご覧ください。図面は、32ページから掲載していますので一緒にご覧ください。
	申請番号1番、○○町○○の1筆。地目は議案書のとおりで申請面積は9.90m ² です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は現在の墓地は山間の地にあるため、住居近くの申請地に移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。

発信者	議事録要旨
	<p>申請番号2番、○○町○○の2筆。地目は議案書のとおりで申請面積は合計31m²です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地及び宅地進入路で、墓碑1棟を移転されます。転用理由は○○町○○ △△番○を墓地、△△番●を木戸道として利用したいとのことです。始末書が提出されており農地法の認識不足から△△番●の地を昭和55年頃より宅地進入路として整備してしまったとのことです。令和3年7月21日に農用地区域除外の事前了承となり、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号3番、○○町○○の1筆。地目の登記簿、現況は議案書のとおりで申請面積は510m²です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は宅地拡張で居宅、車庫1棟92m²を建築されます。転用理由は建物増築及び宅地進入路、駐車場を整備したいとのことです。始末書が提出されており農地法の認識不足から昭和56年頃より宅地の一部として利用してしまったとのことです。令和3年7月21日に農用地区域除外の事前了承となり、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
3番	はい。
議長	はい。どうぞ。
3番	3番です。6番委員が欠席ですので、私が変わって始末書を読み上げます。土地の所在は雲南市○○町○○ △△番●、畝、21m ² 。この度、この土地につき農地法4条許可申請を提出させていただきましたが、該当地は既に木戸道の一部として利用しております。以下、経緯についてご説明いたします。該当地周辺は昭和43年頃に国土調査の事前立会、測量が行われていたと記憶しており、その後、昭和47年に国土調査が完了しております。その頃は、自家用車も無い時代でしたが、昭和55年頃には自家用車を保有するようになり、自家用車が宅地まで進入するには、それまでの木戸道では狭かったことから、私の父が木戸道を拡幅しました。その当時は私も若輩であり、全ての実権は父が握っていましたので、農地法については全く無知でした。現在の墓地が自宅裏山の山中にあるため、私の体力的にも今後のことを考え、管理ができなくなる前に自宅前の申請地に墓地を移設したく、手続きを依頼し、事前調査を行っていたところ、一部の木戸道部分の土地が、無断転用地であるとの指摘を受けました。父が行っていたことありますが、この度の墓地の申請に併せ木戸道も現状にあった申請を行いたく存じます。今後は農地法を厳守し、この様な不始末を起こさぬよう謹んでお誓い申し上げます。何卒ご高配を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げますということで始末書が出ております。よろしくお願ひします。
議長	他に補足説明はございませんか。
14番	はい。
議長	はい。どうぞ。

発信者	議事録要旨
14番	<p>14番です。申請番号3番についてご説明申し上げます。資料については図面の47ページから49ページをご参照ください。まず、顛末書が出ております。この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇△△番〇の土地は畠でありましたが、祖父が昭和56年頃、道路新設工事により残土処理として畠を埋立て、その後、宅地の一部として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事着工すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意いたしますとの事でした。申請することの経緯でございますが、宅地の拡張計画に伴い、農地転用の前に着工したということです。転用目的については建物の増築及び駐車場の整備でございます。いつ頃から使用していたかにつきまして昭和56年頃に埋立て、その後、宅地の一部として利用したということでございます。誰がということでございますけれども、祖父ということでございます。面積につきましては510m²、隣接地は農地でございませんので給排水路につきましての被害はないものと考えます。その他に選定された地域の特性があるのかということでございますけれども、宅地の隣接地ということでございまして、増築にあたっては適地、疑いはないということございます。以上、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第101号農地法第4条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、申請番号1番を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第101号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち、申請番号2番と3番の案件は、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第101号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号2番と3番の案件は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議長	<p>次に、議第102号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。なお、今回は申請案件の内、議事参与の制限に該当する案件がございますので、申請番号2番を除く案件について、最初に審議いたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第102号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書18ページをご覧ください。資料は52ページから掲載しております。最初に</p>

発信者	議事録要旨
議長	<p>申請番号2番を除く案件についてご説明します。</p> <p>申請番号1番、○○町○○の1筆。申請面積は1, 617m²。地目は議案書の通りです。権利の種別は地上権で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は太陽光発電施設で太陽光発電パネル360枚を建築されます。転用理由は太陽光発電施設用地として利用したいとのことです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農用地区域外で、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号3番、○○町○○の1筆。申請面積は16m²。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は宅地拡張です。転用理由は申請地を譲り受け、宅地を拡張したいということです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成13年より宅地の一部として利用してしまったとのことです。令和3年7月21日に農用地区域除外の事前了承となり、土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号4番、○○町○○の1筆。申請面積は216m²。地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟73. 29m²を建築されます。転用理由は現在、○○市内の宿舎に住んでいるが、家族が増えるため実家近くに居宅を建てたいということです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成10年頃より土地の一部を車庫として利用してしまったとのことです。令和3年7月21日に農用地区域除外の事前了承となり、土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号5番、○○町○○の1筆。申請面積は226m²。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟57. 96m²を建築されます。転用理由は現在借家に住んでいるため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号6番、○○町○○の2筆。申請面積は合計499m²。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟66. 24m²を建築されます。転用理由は申請地を取得し、居宅を建築するということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。以上報告します。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>

発信者	議事録要旨
3番 議長	はい。 はい。どうぞ。
3番	3番です。申請番号3番ですが、始末書がでておりますので読み上げます。土地の所在、雲南市〇〇町〇〇 △△番〇、畠、16m ² です。この度、先ほどの土地について農地法第5条許可の申請を提出させて頂きましたが、該当地は既に受贈人の宅地の一部となっています。以下、経緯についてご説明申し上げます。当該地の△△番●の土地は、現在も土地所有者が畠として耕作しておられます。東側隣接地である〇〇番△との境界付近は昔から土羽の傾斜地でした。△△番●の畠と隣接地の宅地とは、高低差が4mあり、年々、徐々に法面が住宅側に崩壊しておりました。隣接土地〇〇番△の土地所有者の息子さんが母屋の増築にあたり、土留策として現在の擁壁を施工されました。その際、お互いの境界線を公団により復元してから擁壁施工を行えばよかったです。双方ともその認識不足により、当時の現況法面に合わせ施工しました。この度、贈与人が△△番●の内において墓地敷地の移転を目的とした農用地区域変更申出をしたく手続きを依頼したところ、事前調査により申請地である△△番●の一部が、既に隣接する宅地の一部となっていることが判明しました。尚、擁壁については、畠の維持として必要であることから、土地所有者が今後も管理致します。以上の経緯により、この度、無断転用であるご指摘を受けました。結果、当時から現在まで、農地法の手続きを怠っておりました。この度の申請が事後になりましたことを深くお詫び申し上げます。今後は農地法を厳守し、この様な不始末を起こさぬよう、謹んでお誓い申し上げますと共に、何卒ご高配賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げますということで、始末書が出ております。この案件は、先ほどの4条申請の申請番号2番と同じ土地であり、最初は墓地を造るということで申請をしようしたら、これも一緒に出てきたということです。
議長	続きまして、申請番号4番についても、始末書が提出されておりますので読み上げます。雲南市〇〇町〇〇 △△番〇の土地の一部無断転用について、車庫が無かったため、畠の一部にコンクリート舗装をしてパイプ車庫を設置し利用していたものです。この度、調べてもらったところ、これらの行為が無断転用であることが判明しました。農地法の手続きを取らずにこのようなことを行ったことは、誠に申し訳ございませんでした。今後は十分な注意を払って参りますので、何卒穩便なご处置をよろしくお願ひ申し上げますということで出ています。先日、15日に申請者本人に会いまして、これまでの経緯などをお聞きしてまいりました。息子さんの住宅新築の為、手続きをしていたところ駐車場が無断転用だと指摘を受けたとのことです。何時頃からかということは、平成10年頃からであり、その当時は父が自分で会社のダンプを借りて埋め立て造成をされたということでございます。自分のお父さんも農地法について認識が無く大変に申し訳ないことをしたということでしたのでよろしくお願ひします。
7番 議長	他に補足説明はございませんか。 はい。 はい。どうぞ。
7番	7番です。5条の申請番号1番ですが、面積が1,000m ² を超えるということで、私と当該区域の推進委員さんの2人で聞き取り調査を行いましたので、その結果についてお話をしたいと思います。8月9日に2人で農地転用予定者である貸付人にいろいろとお話を

発信者	議事録要旨
	<p>伺いました。申請することとなった経過は、この転用予定者が高齢となって耕作ができない、加えて後継者がおらず3年ぐらいまえから耕作ができなくなっていたということであり、草刈りの管理は親せきの人にやってもらっていたようあります。そうした経過がありましたところへ、借受人である太陽光発電業者の方が話を持ってこられて、転用目的である太陽光発電所を設置するということになったようでございます。転用面積が大きいため周りの状況はどうかという点ですが、隣接農地は耕作されていません。周辺には何ヵ所か太陽光発電所が設置されております。この場所に選定された地域の特性という点ですが、周辺に太陽光発電が設置されていることからこの場所に増設ということで選定されたのではないかと判断しました。聞き取り調査を行った結果はこのような状況でございました。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に補足説明はありますか。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第102号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、申請番号1番、5番及び6番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第102号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番、5番及び6番の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。次に、本案件のうち、申請番号3番と4番の案件は、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第102号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番と4番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する申請番号2番の案件について審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、○番○○委員には、ご退席をお願いします。</p> <p>(○番○○委員 退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、申請番号2番の案件について、事務局より説明を求めます。</p> <p>続きまして議事参与の制限に係る申請番号2番の案件について説明します。</p> <p>申請番号2番、○○町○○の2筆。申請面積は合計47.90m²。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は墓地及び管理地で墓碑一式を移転されます。転用理由は申請地を譲り受け墓地及び墓地管理地として利用したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分およ</p>

発信者	議事録要旨
議長	び許可条項は申請番号1番と同じです。以上報告します。ご審議よろしくお願ひします。 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)
議長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論を終わります。お諮りいたします。申請番号2番の案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第102号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 ○番〇〇委員には、ご着席をねがいます。 (○番〇〇委員 着席)
議長	次に、議第103号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書20ページ、議第103号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書21ページをご覧ください。今回は設定件数5件。内訳は〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町3件で、そのうち〇〇町3件が一括方式による転貸となります。一括方式の件数については、貸人としまね農業振興公社との間の設定で1件、しまね農業振興公社と借人の間の設定で1件というふうにカウントしています。借り受け戸数は4戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局より説明ましたが、慣例により各町でご協議いただくこととしますが、利用権貸借と利用権一括方式の資料に分けておりますので、協議の際にはご注意ください。あの時計で、14時30分まで、暫時休憩とします。よろしくお願ひします。 ・ ・ ・ ・ (休憩) ・ ・ ・ ・
議長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町よりお願ひします。
3番	はい、3番です。申請番号1番の3筆ですが、以前は借受人のお父さんが長年耕作されており、その当時からこの方も手伝って作業をされていました。機械の保有状況とか全て問題ないと判断しましたのでよろしくお願ひいたします。
議長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願ひします。
17番	はい、17番です。申請番号2番につきましてご説明いたします。利用権の設定を受けられる方はこの該当地の周辺でも実績のある方でございます。妥当と判断いたしますのでよろしくお願ひいたします。

発信者	議事録要旨
議長 16番	<p>はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願ひします。</p> <p>はい、16番です。〇〇町の件につきまして説明いたします。新規ではございますが、この耕作者の方は本年に認定農業者になられた方でございます。問題ないと思いますのでどうかよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第103号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第103号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:33終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員